

佐賀県男手（de）子育てチャレンジ補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 佐賀県知事（以下「知事」という。）は、地域の実情に応じた男性の育児・家事参画を促進する取組を支援することにより、男性の意識改革を図るため、市町及びCSOが行う事業に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（定 義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下のとおりとする。

CSO Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、NPO法人、市民活動・ボランティア団体（以上志縁組織）、自治会・町内会、婦人会、老人会、子ども会、PTA（以上地縁組織）といった非営利の組織・団体をいう。

（補助事業者）

第3条 補助の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市町及び県内外で活動するCSOであって、佐賀県男手（de）子育てチャレンジ補助金企画提案募集要領に基づき採択されたものとする。

2 補助事業者は、自己又は組織の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

（4）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（5）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（6）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（7）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項第2号から第7号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

4 補助事業者は、宗教活動又は政治活動を主たる目的としてはならない。

（補助対象事業及び対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び対象経費は、県内で実施される男性の意識改革に資する男性の育児・家事参画を促進するもので、別表記載のとおりとする。

2 補助事業者は、実施するイベント等のポスター及びチラシ並びに看板等に当該補助金の名称

を表示するなど、積極的な広報に努めるものとする。

(補助率及び補助限度額)

第5条 補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

1 補助事業者	2 補助率
市町	2分の1以内 ただし、50万円を限度とする。
C S O	10分の10以内 ただし、50万円を限度とする。

2 補助金の交付額は、対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に前項に定める補助率を乗じて得た額と補助限度額50万円とを比較していずれか少ない額を補助金額とする。

ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。)(以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、交付申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、毎年度知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。その提出部数は1部とする。

4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、知事の承認を受けること。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない、次に規定する変更については、この限りではない。

ア 事業費の30%以内の増減。

イ 目的および事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(5) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了

後5年間保管すること。

- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し、知事が必要と認めて指示したときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後1か月以内又は事業を実施した年度の3月31日(ただし、全額概算払で交付されたときは翌年度の4月19日)のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 第6条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 4 第6条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第4号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、概算払で交付することができるものとする。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5-1号又は様式第5-2号のとおりとする。

第11条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、佐賀県男女参画・女性の活躍推進課長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

別表

佐賀県男手（de）子育てチャレンジ事業 事業内容

番号	補助対象事業	補助対象経費
1	<p>男性の家事・育児参画促進に係る取組</p> <p>男性の育児・家事への参画を促進するための下記講座、ワークショップ等の実施</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性向け料理教室 ・男性向け子育て講座・ワークショップ <p>(絵本の読み聞かせ講座、バルーンアート、段ボール工作等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性向けワーク・ライフ・バランス改革講座 ・男性のための育児休業取得講座 ・祖父向け孫育て参画講座 <p>(育児の今と昔の違い、離乳食作り体験、沐浴体験等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生向け男性の家事・育児参画講座 <p>(沐浴体験、衣類交換体験、お風呂の入れ方等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父子キャンプ など <p>新婚夫婦を対象とする「沐浴体験」、「衣類交換体験」、「お風呂の入れ方」等は補助対象外とする。</p> <p>妊婦擬似体験については補助対象外とする。</p> <p>実施にあたっては、男性を対象とする旨を明確に打ち出すとともに、男性の参加者確保のための工夫を行うこととし、「父子」ではなく「親子」での参加募集など、男性の参加を排除しないのみでは補助対象外とする。また、男性参加者がいない場合は補助対象外とする。</p>	<p>左記事業の実施に係った費用のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> 人件費（例：アルバイト料） 報償費（講師謝金等） 旅費（講師旅費等） 需用費（消耗品費、印刷費等） 役務費（広告費、通信費及び保険料等） 委託費 使用料及び賃借料 <p>（会場使用料等）</p> <p>組織運営に係る管理費（補助事業者職員の人件費等）及び補助事業者のみで開催する会議等に係る飲食費は除く</p>
2	<p>男性間の交流を促進する場の設立</p> <p>補助事業者が主体となり、男性の育児・家事参画を促進することを目的に、父親同士の交流の場（パパサークル）の設立、運営</p>	<p>左記事業の実施に係った費用のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> 需用費（消耗品費、印刷費等） 役務費（広告費、通信費及び保険料等） 使用料及び賃借料（会場使用料等）
3	<p>男性向け啓発資料</p> <p>男性の家事・育児参画に資する資料の制作及び配布</p> <p>ただし、父子手帳の作成及び配布を除く。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性向け啓発動画の作成 ・男性向け啓発ポスターの作成 ・男性向け啓発リーフレットの作成 ・パパサークル外部発信のための専用サイトの開設、改訂 	<p>左記事業の実施に係った費用のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> 需用費（印刷費等） 役務費（広告費及び通信費等） 委託費 <p>（収録、ホームページ作成、紙面取材・編集）</p>